

# 令和8年度（名古屋市）第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

## 1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

## 2 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、名古屋市内全域とする。

## 4 現状

### （1）生息環境と土地の利用状況

イノシシの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林内訳を表1に示す。

本市の地域森林計画対象森林面積は903haであり、瀬戸市、尾張旭市と隣接する北東部地域が主な森林地帯である。北東部地域は、果樹の栽培が盛んな地域であり、果樹への被害が危惧される。

市街地での目撃情報もしばしば報告されており、今後、森林に隣接した農地や住宅への被害の拡大が懸念される。

表1 林種別森林（民有林）等面積

左欄：面積（ha）/右欄：割合（％）

計画区域		総数	立木地				竹林		無立木地		再掲（立木地）		人工林率 《人工林/総数》
			針葉樹		広葉樹						人工林	天然林	
名古屋市	民有林	903	564	62.4	254	28.1	47	5.2	39	4.3	330	488	36.5

出典：「2023年度愛知県林業統計書」

### （2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のイノシシの分布域は、図1のとおり。県東部の山間部が主な分布域となっており、本市においては尾張旭市や長久手市との市境周辺で分布が見られる。市内での目撃情報としても東部丘陵地がほとんどではあるが、今後さらに生息地が拡大した場合には、丘陵地に隣接する市街地にまで被害が広がる可能性がある。

また、愛知県内の令和6年度末における生息数は14,188頭（中央値）である。ただし、この数値は平成30年度以降の豚熱による死亡の影響を反映できていないため、注意が必要である。なお、豚熱の影響を受ける前の平成29年度の生息密度分布図によると、名古屋市周辺に大きな変化はなく、尾張旭市や長久手市との市境付近で分布がみられるものの、ほとんどが未分布であり、生息数はそれほど多くないと考えられる。

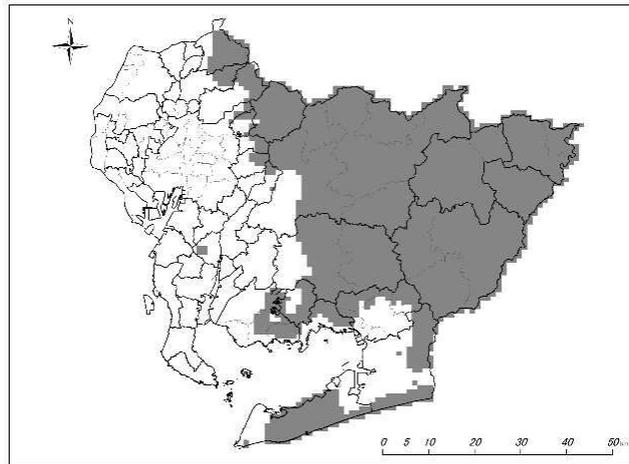


図1 愛知県における分布域 (R2 年度)

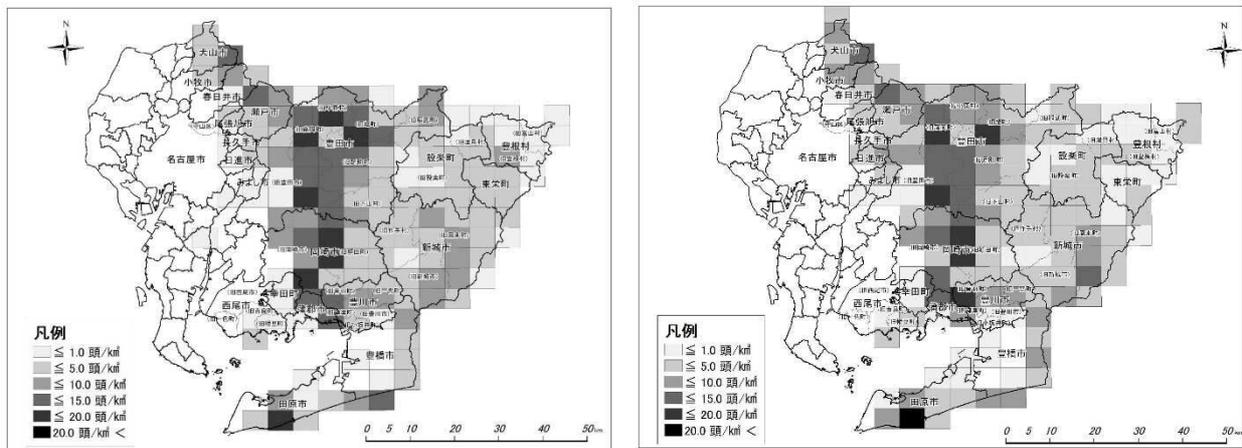


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度  
(左：H29 年度、右：R6 年度)

### (3) 被害の状況

平成 30 年度には、北東部地域のブドウへの被害があったが、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて市内での農作物被害は報告されていない。

市街地への出没事例は東部丘陵地に接する地域でしばしばみられ、家庭菜園を荒らされる、大学の敷地内やゴルフ場に侵入して掘り返しをされる等、農作物被害以外の報告がある。稀にその他の地域に出没することはあるが、目撃のみで被害は報告されていない。

市内では豚熱の発生事例はない。

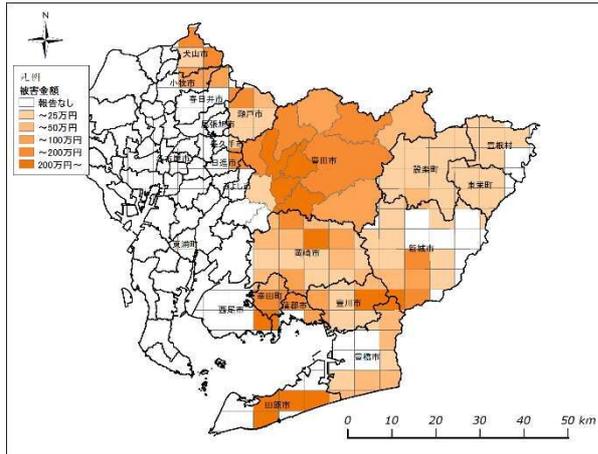


図3 愛知県における農業被害額（R6年度）

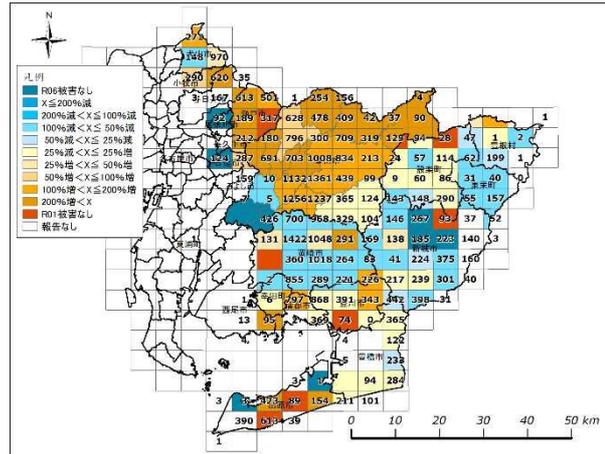


図4 愛知県における農業被害額の変化（R1→R6年度）

#### （4）対策の実施状況と評価

##### ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和6年度の捕獲分布図は以下のとおり。

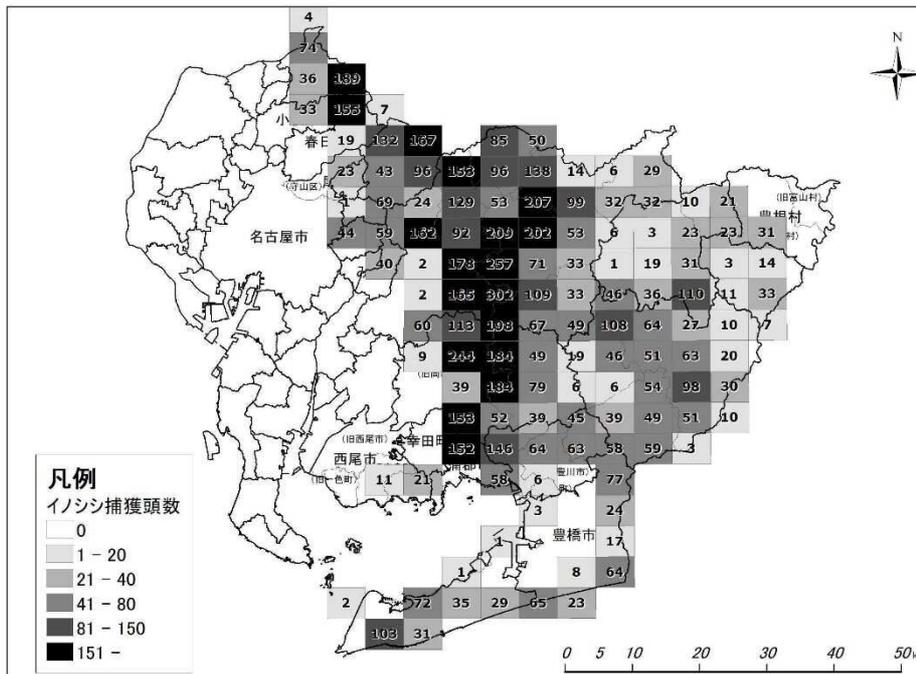


図5 愛知県における捕獲分布図（R6年度）

本市での許可捕獲（個体数調整目的）による捕獲状況は表2に示す。

令和4年度に捕獲数が増加したが、それから減少している。

なお、令和2年度から令和6年度までの市内での捕獲実績は全て北東部地域の守山区内であり、目撃情報も守山区が圧倒的に多い。

表2 名古屋市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
旧市町村名 (区域名)	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	0	0	0	0
		罾	2	7	1	2	8
	捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	2	7	1	2	6
		幼	0	0	0	0	2

### イ 被害防除に係る対策

本市ではイノシシの被害防除対策として、表3のとおり。令和2年度に防護柵を設置し（454m）、令和3年度以降は設置した柵の保守点検を年2回実施している。柵の設置場所は尾張旭市との市境付近で、農作物の被害報告があった北東部地域の農地である。

防護柵はイノシシの農地への侵入を防ぐとともに、イノシシの移動場所を特定しやすくして、効率的な捕獲に寄与していると考えられる

表3 名古屋市における防除対策の実施状況

		R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
名古屋市	防護柵(イノシシ柵)	柵の保守点検				

※嵩上げ含む。

### ウ 生息環境管理に係る対策

本市では生息環境管理に係る対策として、表4のとおり令和2年度から藪の刈り払いを実施している。藪の刈り払いは、出没の多い北東部地域を中心に適宜、農業者が行っている。

また、鳥獣被害防止対策協議会で開催する講習会を通して、生息環境管理対策の実施を推進している。

表4 名古屋市における生息環境管理対策の実施状況

		R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
名古屋市	藪・下草の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施
	その他(講習会の開催)	実施	実施	実施	実施	実施

## 5 評価

本市におけるイノシシ被害動向と被害防除対策の評価を表5に示す。

農作物の被害動向は減少傾向にあり、罾による捕獲と防護柵による防除を中心に効果を上げていると思われるが、一方で、施設への侵入や掘り返し被害等の農作物以外の被害が報告されるようになっている。

市街地への出没もみられることから、今後も地域一体となって防除対策を行っていく

ことが必要であり、地域内での連携・意思統一を図り、防除、予防、捕獲を進めていく必要性が挙げられる。

表5 名古屋市における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策					
		銃	罨	防護柵	防護柵 (イノシシ用)	防護柵 (イノシシ・ シカ用)	複合柵 (防護柵+ 電気柵)	電気柵	その他 (内容)
名古屋市	減少傾向	—	◎	—	◎	—	—	—	—

	生息環境管理対策		
	藪・下草 の刈り払い	未収穫農作物の回収 放置果樹の伐採	その他（講習会の開催）
名古屋市	○	—	△

- ※ 被害動向は「増加」、「増加傾向」、「横ばい」、「減少傾向」、「減少」、「被害なし」で記載する。
- ※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

## 6 管理の目標

### (1) エリア区分

愛知県では、イノシシの分布状況等を基に、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。

本市は、「管理エリア」に該当する。

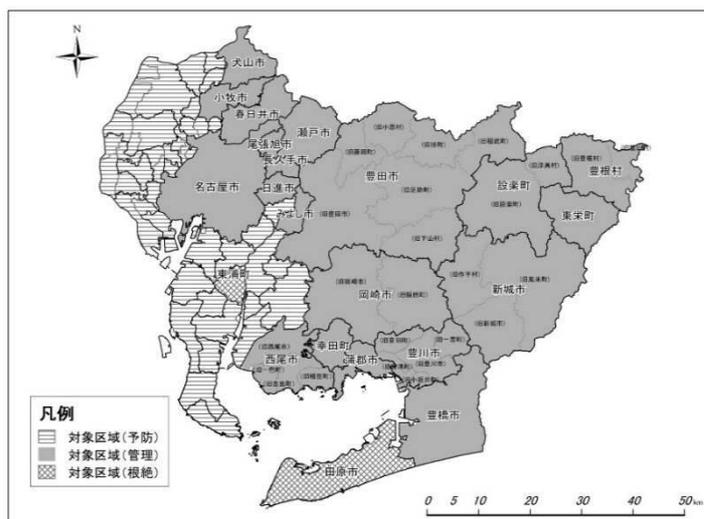


図6 対象区域及び類型区分

## (2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	- (生息数に係る情報収集を進める)
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数 (22)
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	-

本市は、管理エリアに該当するため、適切な被害防除対策による個体数調整等を実施することにより、農業被害等の減少及び豚熱ウイルスの蔓延防止を図り、人とイノシシとの適切な関係を構築することを目標とする。

## (3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

## 7 数の調整に関する事項

### (1) 前提

愛知県では、実際の生息数が不明であることから、具体的な年度あたりの捕獲目安は示されていないものの、高い捕獲圧をかける必要があるとしており、本市でもそのことを踏まえた目標数を設定する。

### (2) 捕獲計画

捕獲数については令和4年度に増加傾向がみられ、その後減少しているものの、分布域拡大の防止に適した捕獲圧となるように数の調整を行い、目標の達成を図る。そのための捕獲目標数を表6に示す。

表6 名古屋市における令和8年度の捕獲計画(案)

	捕獲手法別		成幼別		合計
	銃	罨	成獣	幼獣	
名古屋市	0	20	20	0	20

### (3) 計画を達成するために実施する対策

鳥獣被害防止対策協議会による有害鳥獣捕獲等事業を実施する。補助金と負担金でくくり罠やその部品を購入して、猟友会が罠による捕獲を行う。罠はイノシシの出没の多い北東部地域の守山区内を中心に設置する。

また、イノシシは性成熟が早く多産であるため、メスの成獣の捕獲を推進する。効率的な捕獲を進めるためには、複数の捕獲手法を組み合わせることで捕獲を強化するとともに、捕獲時期について検討する。

なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと、幼獣だけでなく成獣も捕獲する必要がある。群れごとの捕獲には、箱わなや愛知式囲いわなの活用が有効である。

## 8 被害防除対策に関する事項

### (1) 実施計画

令和2年度に設置した防護柵により防除の効果を得られており、新たな設置は行わない。引き続き年2回の保守点検を実施する。

### (2) 計画を達成するために実施する対策

新たなネットや柵の設置は行わないため、補助金等の事業は実施しない。

## 9 生息環境管理に関する事項

### (1) 実施計画

環境管理としての藪の刈り払いや講習会を通しての対策の推進は、効果があると評価しているため、表7のとおり引き続き実施する。

表7 名古屋市における令和8年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

	生息環境管理対策		
	藪・下草 の刈り払い	未収穫農作物の回収 放置果樹の伐採	その他 (講習会の開催)
名古屋市	実施	—	実施

### (2) 計画を達成するために実施する対策

出没の多い守山区北東部を中心に適宜、実施するように農業者に呼び掛ける。また、鳥獣被害防止対策協議会で講習会を開催して、生息環境管理対策の実施を推進する。補助金等の事業は実施しない。

## 10 その他の管理のために必要な事項

### (1) 実施計画の実施体制

#### ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の

効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

## イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。実施体制図は図7のとおり。

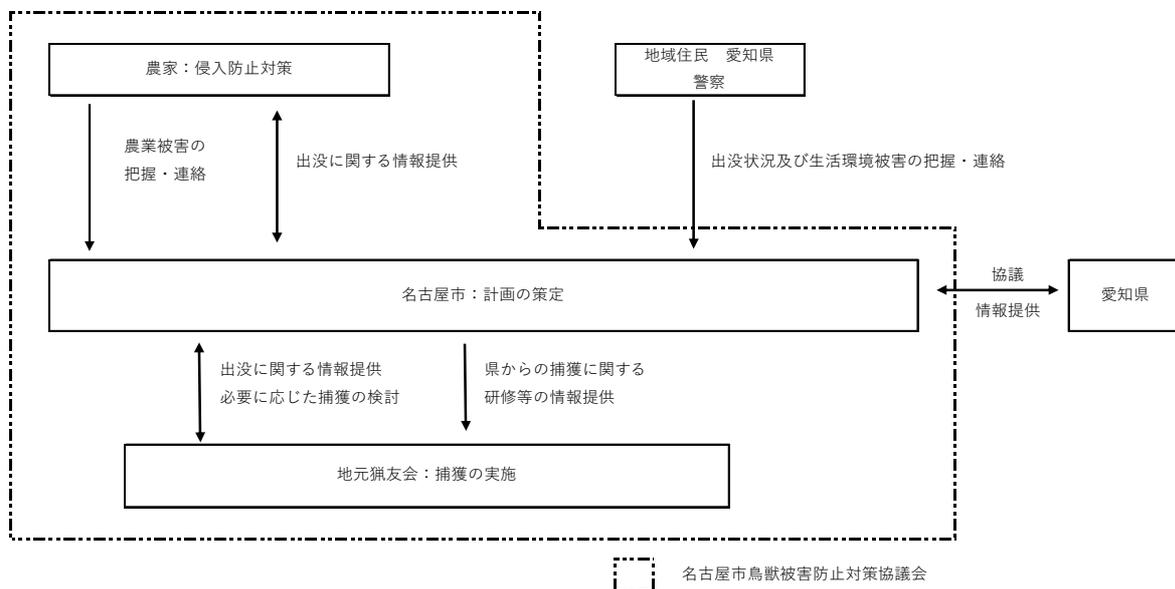


図7 実施体制図

## (2) 市街地出没への対応

市街地への出没は守山区北東部を中心に見られ、過去に北区や緑区での事例があったものの、市街地出没に起因する被害は発生していない。

### ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせる。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

### イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応する

ため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出沒に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出沒が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

### (3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、イノシシのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起らないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、イノシシの捕獲場所でニホンジカの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたニホンジカの放獣は適切ではないことから、ニホンジカが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

### (4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

#### ア 豚熱等の感染症への対策

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されているほか、近隣国ではアフリカ豚熱の感染事例が報告されていることから、今後も生息密度の低減を目指した捕獲を継続する必要がある。また、捕獲の際は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域に豚熱ウイルスを拡散させることがないように、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、捕獲従事者に指導を行う。

また、人獣共通感染症にも十分に注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症としてSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、解体作業を行った手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎などがある。

これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

#### イ 安全対策に関する配慮

イノシシの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）によ

る事故等、様々な危険が伴う作業である。特にくくりわなによる捕獲の場合は、捕獲個体の逆襲による人身被害が発生するおそれがあり、止め刺しの際は保定要補助具を使用する、複数人で作業する等、安全面に十分に配慮する必要がある。

については、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

#### (5) ジビエの振興等活用策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということが、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。イノシシに関しては、県内で豚熱の感染が確認されてからは、ジビエへの活用が難しい状況ではあったが、今後は実証事業等を通して、将来的な消費拡大に繋がる取組を図っていく。

また、野生鳥獣の食肉利用においては、食中毒や感染症等の衛生上の懸念があることから、2014（平成26）年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（2023（令和5）年10月10日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。